

住民基本台帳ネットワークシステム

住民基本台帳ネットワークシステムは、高度な情報化の進む中で、住民負担の軽減と住民サービスの向上、国・地方を通じた行政改革を目的に法改正されたものです。

昨年8月5日、住民票に新たに住民票コードを加え、国、県、市町村を十分な安全対策を施した上、専用回線で結び、全国共通のデータにより本人確認が可能となりました。

このことにより、国の行政機関等に「本人確認情報」が提供されるようになりました。

提供される情報内容は、氏名、生年月日、性別、住所、住民票コードとこれらの変更情報です。

8月25日から

変わる点

・住民票の写しの広域交付

全国どこの市町村でも住民基本台帳カードまたは運転免許証など官公署の発行した顔写真入りの証明書を市町村窓口に提示することで、本人や世帯の住民票の写しの交付が受けられます。ただし、戸籍の表示は省略されます。

・転入転出

住民基本台帳カードの交付を受けている方は、住民登録をしてある町に「付記転出届」を郵送で行うことで、転入先の市町村で「転入届」に住民基本台帳カードを添えるだけで転入の手続きが出来ます。(転出証明書は発行されません。)

変わらない点

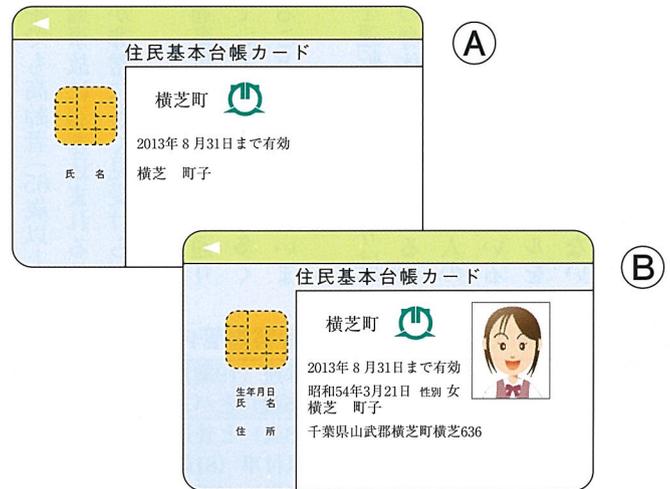
・住民票の写しの交付

住民登録している町で住民票の交付を受けるには、今までと変わりません。

◆住民基本台帳カード

- ・カードの種類
 - Aタイプ(有効期限・氏名)
 - Bタイプ(写真・有効期限・生年月日・性別・氏名・住所)
- ・料金 500円
- ・希望する方どなたでも交付を受けられます。
- ・Bタイプを希望される場合は写真(45mm×35mm)を持参してください。
- ・カード交付の流れ
 - ①交付申請
 - ②カード作成
 - ③交付通知(郵送)
 - ④カード交付(パスワード設定)

住民基本台帳カードのデザイン例



戸籍届書

〔婚姻届・離婚届・養子縁組・養子離縁届〕

●本人確認書の提示が必要

最近、本人の知らない間に偽造の戸籍届書が出され、戸籍に事実と反する記載がされるという悪質な事件が世間を騒がせております。

このような問題を事前に防ぐため、届書を持参した方に対する身分確認が必要になります。

確認の方法は、運転免許証、パスポート等官公署の発行する顔写真が貼付された証明書の提示を求めます。

印鑑証明書の交付には
印鑑登録カードの提示が必要です。
お忘れなく!!

